

No	大分類	小分類	Q	A
1	基金造成	-	2月議会で端末更新に係る基金とは別に基金条例を制定する予定があるため、運用規則等でそれぞれの目的に沿った歳出充当事業を棲み分けし、1つの基金でいずれの取り組みも運用していくことが出来ないかと考えている。端末更新と他の目的を含めた基金条例とすることは可能か。(国が示す基金条例のひな形と異なる内容になっても問題ないか。)	その様な形でも差し支えありません。
2	基金造成	-	基金は、新たに設置するのではなく、既に都道府県教育委員会において設置しているものが、1人1台端末の更新に係る費用を積み立てるものとして適切なものであると判断できれば、その基金を活用し、当該基金に1人1台端末の更新に係る費用を積み立ててもよいのか。新たに基金を設置することを求める場合、その根拠や理由は何か。	その様な形でも差し支えありません。
3	基金造成	-	基金造成経費までの手続はどのような流れになるか。基金造成経費が交付される時期はいつか。	(令和5年12月25日付事務連絡により基金配分額(1回目)を提示済み) 1月下旬 補助要綱発出 2月下旬 国への補助金交付申請 3月下旬 補助金交付決定
4	基金造成	-	需要数調査の時期はいつ頃か。	1月下旬 調査依頼 3月中旬 締め切り ※2回目の基金配分額の提示については、時期も含め、改めて提示します。
5	基金造成	-	需要数調査は、令和6～10年度分の調査か、または令和6～7年度分の調査か。	需要数調査は令和6～10年度分の調査となります。
6	基金造成	-	ピッチイベント後に需要数調査が行われるスケジュールと考えるとよいか。	令和5年度内に基金造成額の算定のための端末等の整備見通し調査を実施する予定です。ピッチイベントは令和6年4月の開催を予定しています。
7	補助金申請	-	県から市町村に補助金を交付する際の際の要綱等は例示されるのか。県が独自に要件を追加することも可能なのか。	「補助金交付要綱」のひな形については提示済みです。また、国の補助目的や補助の条件の趣旨を越えない範囲内であれば都道府県が独自に追加することも可能と考えています。
8	補助金申請	-	令和6年度に更新を予定している市町村への補助決定は、どのタイミングになるのか、併せて令和7年度も含めた補助決定となるのか	都道府県から市町村への補助決定は実際に市町村が整備する年度毎に行うこととなります。
9	補助金申請	-	国への補助金申請の(提出)期限はいつになるのか。	(令和5年12月25日付事務連絡により基金配分額(1回目)を提示済み) 1月下旬 補助要綱通知 2月下旬 国への補助金交付申請 3月下旬 補助金交付決定

No	大分類	小分類	Q	A
10	補助対象経費等	-	何が補助対象となるのか。	<p>管理運営要領の別添に記載のとおり、端末本体のほか、端末の運搬費、設置・据え付け費が対象となります（補助上限額を超える部分は補助されません。以下同じ。）。</p> <p><「端末本体」について> 以下についても端末と一体的に整備される場合には、サードパーティ製を含め、「端末本体」として補助対象となります。ただし、端末のローカル環境に、コンピュータリソースを多く消費するソフトウェアを追加インストールすることは、端末のスペックを踏まえて慎重に検討すべきものです。 【最低スペック基準を満たすために整備が必要なもの】 ・ハードウェアキーボード ・スタンド（iPadの場合。キーボードがスタンドになる場合は不要） ・タッチペン ・端末管理機能（MDM）（買い切りの場合） 【整備が任意のもの】 ・端末本体のカバー ・画面保護フィルム ・OSメーカー（端末のOSと異なるものでもよい）の学習用ツールやクラウドアカウントのログを取得し、可視化・分析する機能（買い切りの場合） ※ この項目は最低スペック基準「（別紙）最低スペック基準のチェックリスト」の項番18の整備方法例において「OSメーカー（端末のOSと異なるものでもよい）のクラウドアカウントのログを取得し、ログイン有無を可視化する機能を整備（端末と一体的に買い切りで整備する場合に補助対象）」としている機能と、項番20において「※ OSメーカーの学習用ツールやクラウドアカウントのログを取得し、可視化・分析する機能を整備することも可能（端末と一体的に買い切りで整備する場合に補助対象）」としている機能をまとめて記載したものであり、この項目における「可視化・分析する機能」には、「クラウドアカウントのログを取得し、ログイン有無を可視化する機能」が含まれます。 ・マルウェアから端末を保護する機能及びストレージにデータを暗号化して保存する機能について、OSの特性を踏まえつつ、OSの標準状態よりも向上させる機能（買い切りの場合）</p> <p><「設置・据え付け費」について> 「設置・据え付け費」には、開梱、導入した機器への管理番号等を付したテープラベルの添付、機器等の導入の際に出た不要な梱包物の撤去・処理、端末を使用できるようにするための初期設定作業（キッティング）に係る費用を含めることができます。</p>
11	補助対象経費等	-	最低スペック基準に含まれるタッチペンは補助対象となるのか。	<p>端末と一体的に整備する場合には補助対象となります。なお、最低スペック基準の解説に記載のとおり、タッチペンの整備の方法としては、設置者において端末と一体的に整備・管理する方法のほか、児童生徒の活用実態等を踏まえ、端末とは別個に、設置者や学校が備品又は消耗品として準備する方法等も考えられます。また、整備済みの製品を引き続き利用することも可能です。</p>

No	大分類	小分類	Q	A
12	補助対象経費等	-	最低スペック基準に含まれる「端末の稼働状況を把握できる機能」は補助対象となるのか。	<p>端末の稼働状況を把握できる機能の実装手段には様々な方法が考えられ、その全てが補助対象となるものではありません。例えば、OSメーカーのクラウドアカウントのログを取得し、ログイン有無を可視化して把握する方法については、このような機能を端末と一体的に買い切りで整備する場合にはサードパーティ製を含め補助対象となります。ただし、最低スペック基準の脚注1に記載のとおり、端末のローカル環境に、コンピュータリソースを多く消費するソフトウェアを追加インストールすることは、端末のスペックを踏まえて慎重に検討すべきものです。また、MDMのデバイスチェックインを利用する方法（iPadの場合）について、利活用状況を把握することが可能である場合も考えられます（MDMは端末と一体的に買い切りで整備する場合にサードパーティ製を含め補助対象です）。</p> <p>一方で、例えば、Webフィルタリングの機能を利用してインターネットトラフィックの有無を可視化する方法や日常利用をしている学習支援ソフトウェアの利活用状況を取得する方法を整備するための費用は、補助対象外となります。</p> <p>この他、Microsoft Entra IDやGoogle Workspaceのクラウドアカウントのログは、APIで公開されていたり、個別に出力することが可能であることから、一定の専門的知識と環境があれば、自ら取得・分析することも可能です。</p>
13	補助対象経費等	-	最低スペック基準に含まれる適切なセキュリティ対策の機能は補助対象となるのか。	<p>最低スペック基準に掲げる適切なセキュリティ対策の機能は、現状においては、最低スペック基準の脚注に記載のとおり、各OSに標準状態で具備されています。また、OSの特性を踏まえつつ、マルウェアから端末を保護する機能及びストレージにデータを暗号化して保存する機能について、OSの標準状態よりも向上させる機能を整備することも可能であり、こうした機能が端末と一体的に買い切りで整備される場合には、サードパーティ製を含め補助対象です（ただし、暗号化については、ローカル環境に多くのデータを保存することを推奨するものではありません。また、最低スペック基準の脚注1に記載のとおり、端末のローカル環境に、コンピュータリソースを多く消費するソフトウェアを追加インストールすることは、端末のスペックを踏まえて慎重に検討すべきものです。）</p>
14	補助対象経費等	-	最低スペック基準に含まれる学習用ツールは補助対象となるのか。	<p>OSメーカーが標準的に提供する教科横断的に活用できるソフトウェア（学習用ツール）や、その利用のためのクラウドアカウントについては、OSメーカーから標準的に提供されています。また、OSによっては、学習用ツールやクラウドアカウントのログがAPIで公開されていたり、個別に出力することが可能となっており、これらのログを取得して可視化・分析する機能を整備することも可能であり、こうした機能が端末と一体的に買い切りで整備される場合には、サードパーティ製を含め補助対象です。ただし、最低スペック基準の脚注1に記載のとおり、端末のローカル環境に、コンピュータリソースを多く消費するソフトウェアを追加インストールすることは、端末のスペックを踏まえて慎重に検討すべきものです。</p>
15	補助対象経費等	-	MDM、OSメーカーの学習用ツールやクラウドアカウントのログを取得し可視化・分析する機能などの有償ライセンスは端末と一体的に買い切りで整備される場合には、「端末本体」に含まれるものとして、補助対象になるとされているが、複数年度分を初年度に調達することとしてよいか。	<p>端末と一体的に整備し単年度に支出するもの（買い切りの場合）は、補助対象となります。また、複数年度分を一括して初年度に費用計上することが地方公共団体の会計規則上適切に対応できる場合には、端末の使用期間として5年程度を想定していることを踏まえ、5か年を上限として対象経費に含めることができます。</p>
16	補助対象経費等	-	端末の堅牢性強化のため、カバーや画面フィルムを導入したいと考えているが、補助対象となるのか。	<p>端末と一体的に整備する場合には補助対象となります。</p>
17	補助対象経費等	-	端末の持ち運びバッグは補助対象となるのか。	<p>補助対象外です。</p>

No	大分類	小分類	Q	A
18	補助対象経費等	-	学習データの統計的分析のため、OSメーカーが提供する有償ライセンスを導入したいと考えているが、補助対象となるのか。	学習データの統計的分析のため、OSメーカーの学習用ツールやクラウドアカウントのログを取得し、可視化・分析する機能を整備することも可能であり、この機能が端末と一体的に買い切りで整備される場合には補助対象です。OSメーカーがこの機能を有償で提供する場合もあると考えられるほか、サードパーティが提供する場合もあると考えられます。この機能を実現するものであれば、サードパーティ製を含め補助対象です。いずれにしても、最低スペック基準の脚注1に記載のとおり、端末のローカル環境に、コンピュータリソースを多く消費するソフトウェアを追加インストールすることは、端末のスペックを踏まえて慎重に検討すべきものです。
19	補助対象経費等	-	保守運用経費は補助対象となるのか。	補助対象外です。
20	補助対象経費等	-	LTE等に対応している端末は、補助が認められないのか。	補助対象です。ただし、補助上限額を超えての補助は行われません。
21	補助対象経費等	-	LTE等の通信費は補助対象となるのか。	補助対象外です。
22	補助対象経費等	-	補助率3分の2とのことだが、どのように考えれば良いか。GIGA第1期からスキームが変わったのか。	今回のスキームは、GIGA第1期と異なり、公立の小中学校等の児童生徒全員分の端末（予備機を含む）を補助対象として、3分の2の定率補助が適用されます。
23	補助対象経費等	-	整備可能台数はどのように計算すればよいか。	各年度において、補助の対象となる学習者用端末の台数の上限は以下の①、予備機の台数の上限は以下の②のとおりです。 ただし、①及び②の計算結果に関わらず、各年度における学習者用端末及び予備機の調達台数の和は、以下の③を超えることはできないものとします。 ①当該年度の児童生徒数（5月1日現在）－基金により整備済みの学習者用端末の総台数 ②（当該年度に調達する学習者用端末の台数＋基金により整備済みの学習者用端末の総台数）×0.15－（基金により整備済みの予備機の総台数） ③当該年度の児童生徒数（5月1日現在）×1.15－（基金により整備済みの学習者用端末及び予備機の総台数） ※ただし書が適用される例： 2024年度に児童生徒数が2,000人の自治体が同年度に学習者用端末を2,000台、予備機を100台調達し、2025年度に児童生徒数が1,980人となった場合、2025年度の①は-20台、②は200台となりますが、③が177台となるため、当該自治体が当該年度において調達できる予備機の台数の上限は、②の計算結果（200台）に関わらず、177台となります（学習者用端末については、①の計算結果がマイナスになっているので、調達できません。）。
24	補助対象経費等	-	児童生徒の増及び端末故障による不足分を毎年度追加で購入する場合は、補助対象となるか。	補助対象となる上限台数の範囲内であれば補助対象となります。なお、ガイドラインに記載のとおり、端末の故障時等に児童生徒の学びを止めないために、十分な台数の予備機を整備しておくことが重要です。
25	補助対象経費等	-	予備機はどの程度整備すればよいか。	ガイドライン4.3.に記載のとおり、文部科学省としては全ての自治体・学校における端末の日常的な活用の実現を目指しており、そうした日常的活用を現に実現している自治体における故障率を勘案して児童生徒数の15%以内の予備機の整備に必要な財源を措置したところであり、こうしたことを踏まえ、十分な台数の予備機を整備することが重要です。整備した予備機については、バッテリーの劣化を防ぎ、OSが適切にアップデートされた状態に保つ（OSのアップデートは、セキュリティの確保や、端末故障時等に予備機を即時に使用可能とするために重要です）等のため、メンテナンスとして定期的に一定の利用を行うことが望ましいことから、学校現場の多様な職員が、端末故障時に児童生徒が即時に予備機を使用できるようにするための日常的なメンテナンスとして予備機を使用することも想定されます。また、十分な予備機を整備により保守に係るコストの軽減が見込まれます。
26	補助対象経費等	-	使用可能な端末は予備機として利用したいと考えているが、調達可能な予備機台数の算定に影響はあるか。	使用可能な既存端末を予備機として運用する場合において、当該既存端末の台数が、基金から補助を受けて整備可能な予備機の上限数に影響を与えることはありません。

No	大分類	小分類	Q	A
27	補助対象経費等	-	整備可能台数の上限台数について、学習者用端末・予備機を別々に計算することとしているが、端末が納品され、供用された後も学習者用端末として供用されているか、予備機として供用されているかを常に把握する必要があるか。 例えば、当初学習者用端末として調達した端末Aが故障・破損等により使用不能となり、端末Aを利用していた児童生徒に予備機として調達した端末Bを割り当てた場合、端末Bを予備機から学習者用端末に変更したことを随時把握・記録する必要があるのか。	学習者用端末・予備機の別は、補助申請時における一時的な属性として整理するものであり、本補助金との関係で、調達の結果納品された個別具体の端末について、学習者用端末として供用されているか、予備機としてストックされているかをトレースして把握する必要はありません。 (各地方公共団体の物品管理規則等に基づき適切に管理する必要はあると存じますが、本補助金との関係では別論となります。)
28	補助対象経費等	-	基金造成直前に自治体単費で更新整備した端末を、令和10年度に更新する場合は補助対象となるか。	補助対象となる上限台数の範囲内であれば、補助対象です。
29	補助対象経費等	-	価格が補助の上限(5.5万円)を超えてしまうのだが、どうしたらよいのか。	上限を超える場合の差額は自治体負担となりますが、最低スペック基準に示すスペックの端末であれば、5.5万円を超えずに整備可能であると考えています。 なお、補助金額は、 ・対象台数(児童生徒分、予備機)×契約単価 ・対象台数(児童生徒分、予備機)×5.5万円(端末1台当たりの上限単価) の低い方の総額に2/3を乗じた額となります。また、特別加算の対象地域については、特別加算率を乗じた上限単価となります。
30	補助対象経費等	-	GIGA第1期で整備した端末の更新ではなく、児童生徒が増加したことによる令和6年度の端末整備の場合は、補助対象となるか。	補助対象となる上限台数の範囲内であれば、補助対象です。
31	補助対象経費等	-	リース方式を選択する場合は、どのような点に注意すべきか。	リース事業については別添資料をご参照ください。
32	補助対象経費等	-	市町村がリース方式で整備する場合、市町村・業者のそれぞれの役割はどのようになっているか。	リース事業については別添資料をご参照ください。
33	補助対象経費等	-	仮に、都道府県が共同調達の対象を端末本体に限定し、キックオフ以降の補助対象経費項目は区市町村の個別契約を認めた場合、「5.5万円から端末本体価格を差し引いた補助対象経費×2/3」は基金から区市町村へ補助しても良いか。	差し支えありません。
34	補助対象経費等	-	都道府県事務費に含まれるものは何か。どの程度交付されるのか。	運営要領別添第3(3)③に記載の通り、都道府県事務費には、報酬、職員手当(時間外勤務手当に限る)、共済費(報酬に係る社会保険料)、報償費、旅費、需用費(消耗品費、燃料費、食糧費(会議等における茶代に限る)、印刷製本費及び光熱水費)、役務費(通信運搬費、手数料)、委託料、使用料及び賃借料が含まれます。都道府県事務費は、令和7年度までの分として1都道府県当たり4千万程度を見込んでいます。
35	補助要件	共同調達	共同調達会議は、地方自治法252条の2の2に基づく協議会か、または法令に基づかない事実上の協議会か。	地方自治法第252条の2の2に基づく協議会としても差し支えありませんが、立ち上げに係る事務手続等を鑑みて事実上の協議会としていただいても差し支えありません。
36	補助要件	共同調達	会議体の設置要綱のひな形を提示いただきたい。	会議体の設置要綱のひな形は提示済みです。
37	補助要件	共同調達	共同調達会議の運営業務の一部を外部委託しても良いか。また、その経費も交付対象となるか。	外部委託することは差し支えありません。その経費は都道府県事務費の対象となります。

No	大分類	小分類	Q	A
38	補助要件	共同調達	共同調達会議はどのような構成員を想定しているのか。	<p>具体的な構成員の在り方については各都道府県の御判断にお任せしますが、GIGA第1期における共同調達の事例においては、都道府県教育長を会長とするケースもあれば、総括課長を構成員として会長を定めるケースもあったと承知しています。</p> <p>その上で、ガイドラインに示すように、共同調達会議においては単に端末の共同調達の円滑な実施を目的とするだけでなく、都道府県レベルでの端末の利活用の活性化に向けた大方針・グランドデザインの検討・策定や、域内外における先進的な取組の共有、校務分野における業務改善に向けた取組の共有、諸般の課題解決に向けた情報交換などを通じた、ICTによる域内の学校教育の改善・底上げを目的とすることが望ましいと考えています。</p> <p>そのためには、指導の実情を踏まえた議論が必要であり、GIGA第1期において都道府県内で円滑な調達や積極的な端末の利活用に寄与したキーパーソンなどの有識者を議論に加えていただくことが重要と考えています。</p> <p>以上を踏まえると、共同調達会議における議論を総攬し、今後の利活用の在り方について責任をもってコミットいただくという観点で教育長に御参加いただくことが望ましいと考えており、例えば実務担当者（総括課長等）による作業部会などで議論を行った結果を、教育長等を構成員とする親会にて改めて議論するといった構成が考えられます。</p>
39	補助要件	共同調達	共同調達会議の設置期間はいつまでか。	共同調達会議においては単に端末の共同調達の円滑な実施を目的とするだけでなく、ICTによる域内の学校教育の改善・底上げを目的とすることが望ましいことから、期限を定めずに運営することが望ましいと考えています。
40	補助要件	共同調達	共同調達会議には、オプトアウトする市町村も構成員となる必要があるか。	御貴見のとおりです。
41	補助要件	共同調達	オプトアウトの手続きは共同調達会議で行うのか。または市町村で手続きするのか。	<p>運営要領別添により、学習者用コンピュータの整備又は更新は原則として共同調達により行うべきこととされており、オプトアウトは原則の例外として定められていることから、オプトアウトを希望する市町村は、都道府県に対し補助を申請する際、当該市町村が実施する学習者用コンピュータの調達はオプトアウトの条件に合致していることを理由とともに示す必要があります。</p> <p>他方で、共同調達会議においても共同調達を実施する上でどの調達設置者がオプトアウトを行うかを把握する必要があるため、都道府県が共同調達会議を設置・運営することからすれば、手続の煩雑さを回避するため、オプトアウトの申し出の窓口を共同調達会議に一本化しても差し支えありません。</p>
42	補助要件	共同調達	都道府県が定める補助要項においてもオプトアウト条項を規定する必要があるか。	規定いただく必要がありますが、都道府県が定める補助要綱等において「運営要領及びガイドラインに定める補助要件を満たすこと」といった表現により、運営要領やガイドラインを参照することとしていただく形でも差し支えありません。
43	補助要件	共同調達	国が定めた理由以外でオプトアウトした場合、例外なく補助を受けられないのか。	御貴見のとおりですが、震災等に起因するやむを得ない事情がある場合は、文部科学省まで御相談ください。
44	補助要件	共同調達	オプトアウトの理由は都道府県ごとに追加や変更はできるのか。	都道府県による追加や変更は想定していませんが、震災等に起因するやむを得ない事情によりオプトアウトを認めることが必要と考えられる場合は、文部科学省まで御相談ください。
45	補助要件	共同調達	共同調達会議は、共通仕様の作成・公告・審査までを行うのか。または、契約・支払いまでを求められているのか。	共同調達会議は、共通仕様書の作成・公告・審査を行うことを想定しています。契約及び支払いについては、各市町村が行うことを想定しています。
46	補助要件	共同調達	共同調達会議による調達は毎年度必要か。例えば、一度決まったプロポーザル結果を複数年度適用することはあり得るのか。	<p>例示いただいたようなケースについては、一回の公告で複数年にわたる多数の端末更新を一者が担うこととなることから、競争性確保の観点からは推奨できません。</p> <p>また、端末の価格は経過年によって一定程度下落していることも想定されます。そのため、ある年度に実施した公告で、特定の機種を一定の価格で複数年度にわたって納品することを決定した場合、公告を実施した年度においては適正な価格であったとしても、その次以降の年度において、当該価格は当該機種の適正な価格とは言い難いものとなるものと考えられます。この観点からも、例示いただいたようなケースは推奨できません。</p>
47	補助要件	共同調達	県が端末を購入しない年度があった場合、共同調達の主体となることができない。その場合の運用はどうなるか。	県ではなく共同調達会議が主体となって公告等を実施いただくこととなります。
48	補助要件	共同調達	更新時期やOSはどこまで統一する必要があるか。	更新時期については各自治体が端末の状況に応じて御判断いただいて差し支えなく、統一する必要はありません（また、納期の集中による問題も想定されるところであり、納期については、ガイドライン3.3.6.も参照の上でご検討ください。）。OSに関しては、共同調達会議における情報交換や議論を踏まえ、OSを含めた望ましい仕様のあり方について検討いただくことが必要ですが、その結果都道府県内の自治体が異なるOSを嗜好することとなった場合は、OS別に共通仕様書を作成し、共同調達を行う必要があります。（その場合、共同調達会議にOS別の作業部会等を設置することが考えられます。）

No	大分類	小分類	Q	A
49	補助要件	共同調達	同じOS端末でも基本パッケージと応用パッケージで分けて調達してもよいか。	基本パッケージの調達を希望する自治体と応用パッケージの調達を希望する自治体がそれぞれ存在する場合、共通仕様書において、応用パッケージ部分をオプション項目（当該項目の調達を自治体の選択に委ねる項目）として共通仕様書に掲げて調達していただくことが考えられます。
50	補助要件	共同調達	キitting作業が地元の雇用対策となっている場合もあり、共通仕様からキittingを外して自治体毎の個別契約とすることは可能か。	補助の対象となるソフトウェアやキitting、輸送等も、調達価格の低減の観点からは共通仕様書の調達対象に含めた上で共同調達することが考えられますが、個別具体の事情に応じて共同調達の範囲を御検討いただいて差し支えありません。
51	補助要件	共同調達	補助対象となる物品はすべて共同調達の対象とすべきか。	補助の対象となるソフトウェアやキitting、輸送等も、調達価格の低減の観点からは共通仕様書の調達対象に含めた上で共同調達することが考えられますが、個別具体の事情に応じて共同調達の範囲を御検討いただいて差し支えありません。
52	補助要件	共同調達	共同調達が必須となる部分はどこか。	<p>共同調達が必須となる部分は、端末本体の端末部分となります。その他、以下については共同調達が必須ではありませんが、共同調達により端末と一体的に整備される場合には、「端末本体」として補助対象となります。ただし、最低スペック基準の脚注1に記載のとおり、端末のローカル環境に、コンピュータリソースを多く消費するソフトウェアを追加インストールすることは、端末のスペックを踏まえて慎重に検討すべきものです。</p> <p><「端末本体」について> 【最低スペック基準を満たすために整備が必要なもの】 ・ハードウェアキーボード ・スタンド（iPadの場合。キーボードがスタンドになる場合は不要） ・タッチペン ・端末管理機能（MDM）（買い切りの場合）</p> <p>【整備が任意のもの】 ・端末本体のカバー ・画面保護フィルム ・OSメーカー（端末のOSと異なるものでもよい）の学習用ツールやクラウドアカウントのログを取得し、可視化・分析する機能（買い切りの場合） ※ この項目は最低スペック基準「（別紙）最低スペック基準のチェックリスト」の項番18の整備方法例において「OSメーカー（端末のOSと異なるものでもよい）のクラウドアカウントのログを取得し、ログイン有無を可視化する機能を整備（端末と一体的に買い切りで整備する場合に補助対象）」としている機能と、項番20において「※ OSメーカーの学習用ツールやクラウドアカウントのログを取得し、可視化・分析する機能を整備することも可能（端末と一体的に買い切りで整備する場合に補助対象）」としている機能をまとめて記載したものであり、この項目における「可視化・分析する機能」には、「クラウドアカウントのログを取得し、ログイン有無を可視化する機能」が含まれます。 ・ マルウェアから端末を保護する機能及びストレージにデータを暗号化して保存する機能について、OSの特性を踏まえつつ、OSの標準状態よりも向上させる機能（買い切りの場合）</p> <p><「設置・据え付け費」について> 「設置・据え付け費」には、開梱、導入した機器への管理番号等を付したテララベルの添付、機器等の導入の際に出た不要な梱包物の撤去・処理、端末を使用できるようにするための初期設定作業（キitting）に係る費用を含めることができます。</p> <p>また、運営要領別添の第3（1-1）③及び（1-2）③に記載のとおり、端末本体のほか、端末の運搬費、設置・据え付け費が補助対象となります。</p> <p>ここで言う端末本体とは、学習用コンピュータのことを指し、「学習用コンピュータ最低スペック基準」における「1. 端末の最低スペック基準」の機能を有するものとなります。</p> <p>そのため、「2.10 堅牢性」の機能を向上させる観点から、「端末本体のカバー」や「画面保護フィルム」を端末と一体的に整備することも可能となります。</p> <p>「学習用ツール」の整備も必須となります。</p> <p>また、これらの性格から、「端末本体」の内容を別に契約調達することは、想定しておりません。</p> <p>なお、「端末と一体的に整備」とは、端末を購入する契約において一体的に提供されるものという意味となります。</p> <p>他方、「端末本体」には、ハードウェアキーボードやスタンド（iPadの場合）、タッチペンも含まれることとはなりますが、これらについては既存整備品を再利用することも可能となります。</p>
53	補助要件	共同調達	「端末と一体的に整備」というのは、一括契約以外は認められないという趣旨か。その場合、理由は何か。（例えば、発注時期は同一だが、別契約の場合は補助対象となるのか。）	「端末本体」として補助対象となるものであることを踏まえると、一括契約であることが適当であると考えます。
54	補助要件	最低スペック基準	どのような端末を導入すれば最低スペック基準を満たしたことになるのか。	最低スペック基準に3つのOSごとに補助を受けるために必要な端末スペックを記載しています。採用するOSに応じ、これを全て満たすことで、最低スペック基準を満たしたことになります。最低スペック基準には、解説や、基準を満たしているかどうかを確認するためのチェックリストを付しておりますので、よく確認するようにしてください。

No	大分類	小分類	Q	A
55	補助要件	最低スペック基準	最低スペック基準を満たさない端末を導入した場合は補助を受けられないのか。	受けることができません。最低スペック基準のチェックリストも活用するなどして、遺漏のないようにしてください。
56	補助要件	最低スペック基準	最低スペック基準として記載された事項は全て補助対象となるのか。	補助対象とならない場合もあります。大分類「補助対象経費等」のQ&Aをご参照ください。
57	補助要件	最低スペック基準	Microsoft Windows端末のメモリは、4GBと8GBのいずれが最低スペック基準なのか。メモリ8GBの端末を導入する場合は共同調達のオプトアウト要件を満たすのか。	基本的には8GBが最低スペック基準となりますが、ブラウザ上での活用（Microsoft 365 Web等）が前提かつ活用実態上支障がないと判断した場合には4GBも許容されるものです。8GBのメモリを採用することのみをもって共同調達のオプトアウト要件を満たすことは、基本的には想定されません。
58	補助要件	最低スペック基準	学習用ツールは利用しているOSとは異なるOSのものを使用することでも良いか。	問題ありません。
59	補助要件	指導者用端末の整備	教員数分の指導者用端末の整備をしなければ端末整備の補助を受けられないのか。補助金申請の段階で教員数分の指導者用端末が整備されている必要はあるか。	都道府県及び市町村は、調達を行う年度の教員数分の指導者用端末を整備する必要があります。ガイドラインに記載のとおり、補助金の申請時点で教員数分の指導者用端末の整備が完了している必要はありませんが、申請時点において、調達予定の学習者用の端末の運用が開始される時点で教員数分の指導者用端末の利用も開始できることを内容とする具体的な計画を示す必要があります。なお、GIGA第2期の初年度となる令和6年度においては、令和6年度内の整備完了が困難な場合はその理由とともに令和7年度にかけての具体的な計画を示すことでも足りります。
60	補助要件	指導者用端末の整備	「指導者用端末」とは何か。校務用と指導者用を同一の端末で運用している場合、指導者用端末が整備されていると考えてよいか。	ガイドラインに記載のとおり、教員が学習指導のために用いることができる端末を意味します。学習者用の端末と同様に各種クラウドサービスを円滑に利用可能で、授業等の際には、教室等必要な場所へ持ち運ぶことができるものでなければなりません（職員室等に固定され、授業準備等にしか用いることができない端末や、古すぎて実務上の使用に耐えられないような端末などは含まれません。）。このような要請を満たす端末を、校務用と指導者用で兼用している場合、指導者用端末が整備されていると考えて差し支えありません。
61	補助要件	指導者用端末の整備	「教員数」の具体的内容如何。	小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程並びに特別支援学校の小学部及び中学部の本務者教員のうち校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭及び講師を指します。
62	補助要件	指導者用端末の整備	指導者用端末の整備に国費補助は行われぬのか。	本補助金の補助対象ではありませんが、地方財政措置も活用いただきつつ、整備が進められることを想定しています。「教育のICT環境整備に向けた環境整備5か年計画（平成30年度～令和4年度）」（計画期間は令和6年度まで延長されています）において、指導者用端末の地方財政措置が行われています。
63	補助要件	指導者用端末の整備	指導者用端末は既存端末の再利用により整備済としても良いか。	既存端末の再利用については、過度な損耗が見られない、OSのサポート期限が経過していないなど授業等での使用に支障のないものであれば、「指導者用端末の整備」の補助条件が満たされます。ただし、例えば電源コードを繋げば利用可能といった状態の端末の再利用は、指導者用端末の更新が予定されていてその間までの応急的な利用とすることが適当であり、古くなり、使い勝手が悪くなってしまった端末を指導者用端末として継続的に利用することは不適切であると考えます。
64	補助要件	最低スペック基準	最低スペック基準に含まれるハードウェアキーボードは、GIGA第1期で整備したものを引き続き使う場合は、新たに整備しなくても良いか。	ハードウェアキーボードの整備は必須です。端末の想定利用期間と同じく、5年程度の耐用期間を想定しています。このため、更新時に新たに整備することが推奨され、端末と一体的に整備する場合には補助対象となります。既存の整備済のハードウェアキーボードを再利用することも可能ですが、基金を活用し整備・活用している学習者用端末と同数以上のハードウェアキーボードが整備されていることが必要であり、故障した際は購入・修理等を行い学習者用端末と同数以上を維持することが必要です。なお、端末と一体的に整備せず、後からハードウェアキーボードのみを購入する場合は、補助対象外です。また、iPadの場合に既存の整備済のスタンドを再利用することについても、これと同様の考え方となります。
65	補助要件	最低スペック基準	iPadの最低スペック基準に「マイク・ヘッドフォン端子を1つ以上有していること（マイク・ヘッドフォン端子がコネクタと共用になっている場合は分配アダプタで対応）」と記載があるが、分配型でない1対1の変換アダプタでも、問題ないか。また、USBTypeCによる接続を想定しており、マイク・ヘッドフォン端子を使用する見込みが無い場合でも、分配アダプタ（変換アダプタ）の調達は必須か。	変換アダプタにて、マイク・ヘッドフォン端子に変換が可能であれば、1対1の変換アダプタでも問題ございません。また、最低スペック基準に「マイク・ヘッドフォン端子を1つ以上有していること」と記載していることから、端末がマイク・ヘッドフォン端子を有していない場合は、分配アダプタ（変換アダプタ）の調達は必須となります。
66	補助要件	Webフィルタリング機能	Webフィルタリング機能を備えなければ端末整備の補助を受けられないのか。	その通りです。ただし、安心・安全なインターネット利用を目的としたものであり、端末を用いた個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実を妨げるような過剰なフィルタリング設定を行うことを推奨するものではありません。
67	補助要件	Webフィルタリング機能	Webフィルタリング機能を備えるために国費補助は行われぬのか。	本補助金の補助対象ではありませんが、地方財政措置も活用いただきつつ、整備が進められることを想定しています。

No	大分類	小分類	Q	A
68	補助要件	Webフィルタリング機能	どのような機能を有していることをもって、Webフィルタリング機能を整備していると言えるのか。例えば、OSが標準的に提供している機能でも満たしていると言えるのか。また、校内ネットワークに設置したファイアウォールにWebフィルタリング機能を備えているが、これをもって、Webフィルタリング機能を備えていると考えてよいのか。	青少年有害情報の閲覧を制限するために、任意のWebサイトにアクセスできなくする機能（例：特定のカテゴリに分類されるWebサイトや特定のWebサイトへのアクセスを禁止する機能。）を有しているものを指します。OSが標準的に提供している機能についても、この機能を有する限りは補助要件を満たすこととなります。ただし、Webフィルタリングの精度等は製品によって様々であるため、違法・有害情報との接触を防ぎ、安心・安全なインターネット利用を補助する観点から実運用上問題がないものであるか、十分に検証して製品を選択するようにしてください。また、端末の持ち帰り等の活用実態を踏まえると、学校内でWebフィルタリングがなされるのみでは補助要件を満たさず、学校外でもWebフィルタリングが有効な環境とすることが必要です。なお、セーフサーチ（検索エンジンの検索結果に不適切な情報が含まれる場合に表示させない）やセーフブラウジング（Webサイト閲覧時に不正なサイトであることが疑われる場合、利用者に対して警告を表示する機能）はWebフィルタリングには含めませんが、セーフサーチを併用して運用することは望ましいものと考えております。
69	補助要件	計画策定	端末の日常的な利活用に係る計画等の策定・公表について、公表はどのように行えばよいのか。	各地方公共団体のウェブページへの掲載による公表を想定しています。
70	補助要件	計画策定	端末の日常的な利活用に係る計画等の策定・公表について、策定はいつまでに行う必要があるのか。	令和6年度に学習者用コンピュータの整備又は更新を行う地方公共団体は原則として補助の申請時まで、令和7年度以降にこれを行うものは令和6年度末までに策定する必要があります（計画策定要領冒頭参照）。令和6年度に整備・更新を行う地方公共団体については、端末更新に向けて既にこれらの計画策定に必要なGIGA第1期の振り返りが行われていることと考えられるため、上記のとおり原則として補助申請時までには活用計画等を策定すべきこととしていますが、申請時までの策定が困難な場合は、申請の際、その理由とともに、令和6年9月末までに活用計画等を策定・公表する旨とその具体的なスケジュールを示すことで、計画等の策定・公表があったものとして取り扱って差し支えありません。
71	入出力支援装置	-	入出力支援装置も共同調達の対象か。	入出力支援装置は共同調達を補助要件としておりません。
72	入出力支援装置	-	入出力支援装置は国がスペック基準を示すのか。	「入出力支援装置の補助対象の目安」にてお示ししています。
73	入出力支援装置	-	入出力支援装置については、10/10の補助率となっているが、金額の上限はあるか。	前回整備時の補助対象機器等を基本としつつ、上限の金額を提示いたします。詳細については「入出力支援装置の補助対象の目安」を確認ください。
74	入出力支援装置	-	入出力支援装置の調達は、共同調達会議の設置が補助要件となるか。	入出力支援装置は共同調達会議の設置を補助要件としておりません。
75	その他	-	ピッチイベントはいつ頃開催予定か。	4月中の開催を予定しています。
76	その他	-	自治体負担となる1/3分については、地方財政措置が講じられるのか。ICT環境整備に係る地方財政措置は令和6年度まで延長されているが、令和7年度以降の見込みはどうなっているか。	今般の基金事業に当たっては、児童生徒の全員分の端末を対象として2/3の定率補助としていますが、残りの1/3分については、地方財政措置が講じられることとなっています。なお、令和7年度以降については、新たなICT環境整備方針の策定に向けた議論を進めております。（参考）R6.1.22付け事務連絡：https://www.mext.go.jp/content/20240123-mxt_jogai01-000011648_02.pdf
77	その他	-	今回の補助金は高等学校の端末更新も対象か。	補助対象外です。
78	その他	-	各自治体の財務規則の変更を想定しているか？	各自治体の財務規則を十分に承知していないためお答えは困難ですが、随時御相談いただければ幸いです。

リース事業に係る Q & A

Q1

リース方式で整備する場合は、どのような点に注意すべきか。

A1

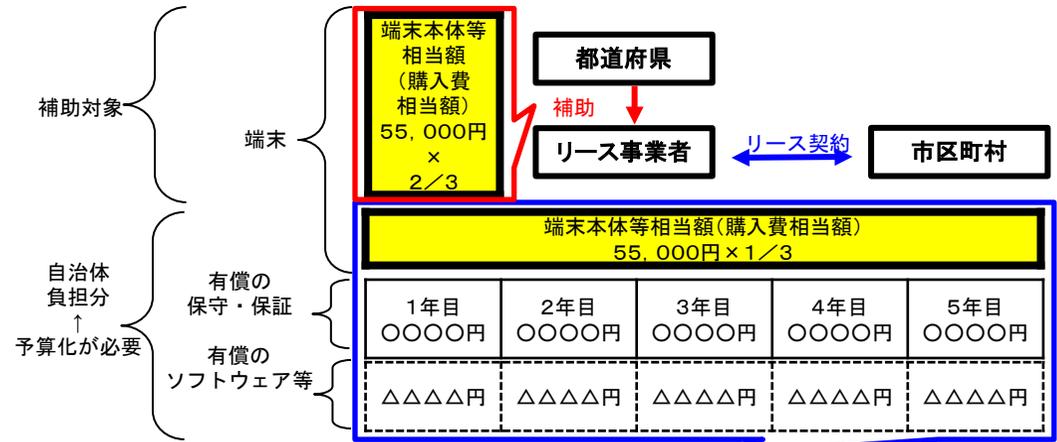
リース方式の場合には、市区町村とリース事業者が共同の補助事業者になります。都道府県は、リース事業者に対して、定額(補助基準額×整備台数×2/3と契約単価(補助対象となる端末本体等相当額)×整備台数×2/3のいずれか低い額)の補助を行います。これによりリース事業者は、安価なリース契約を提供することが可能になります。

したがって、本補助金は市町村が契約するリース契約にかかる後年度負担分の経費を初年度にまとめて市町村に補助するものではないという点に留意してください。また、端末本体等相当額が補助基準額を超える場合、その差額は自治体負担となります。

リース契約は原則として各年度の負担額が均等になります。1年目のリース契約負担額が5万5千円、2年目以降は各年1千円というようなリース契約は、単に初年度に後年度負担分を先払いしているに過ぎず、会計の単年度主義の原則に違反することになります。

① 端末価格が5.5万円以下の場合 (例: 5.5万円)

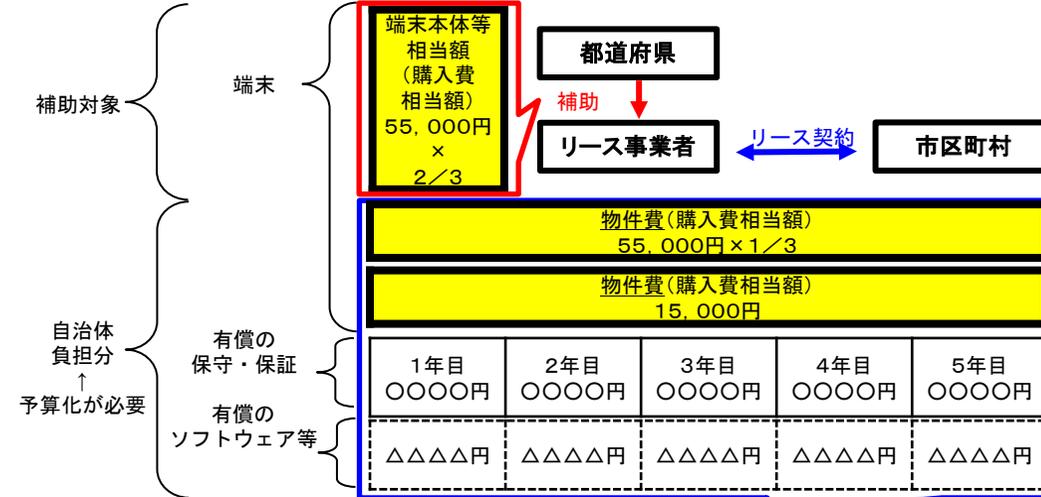
※リース契約は、有償の保守・保証、有償のソフトウェアで構成されることを想定。



リース契約【((55,000円 × 1/3) / 5 × 5年) + (●●●●円 × 5年) + (▲▲▲▲円 × 5年)】

② 端末価格が5.5万円を超える場合 (例: 7万円)

※リース契約は、有償の保守・保証、有償のソフトウェアで構成されることを想定。



リース契約【((55,000円 × 1/3 + 15,000) / 5 × 5年) + (●●●●円 × 5年) + (▲▲▲▲円 × 5年)】

Q2

市町村がリース方式で整備する場合、市町村・業者のそれぞれの役割はどのようになっているのか。

A2

リース方式の場合、市町村、業者の両者が一体として「補助金等適正化法」による補助事業者となります。

市町村は、児童生徒数を踏まえた必要台数の設定や必要な機能の決定、ネットワーク環境の整備など情報環境の整備を統括するとともに、整備後の適切な活用を行う立場から、業者は、補助金を活用して安価なリース契約により、情報機器を教育現場に提供する立場から、補助事業者として共同申請をすることとなります。

このため、補助金の交付を受ける業者のみならず、市町村も補助事業者として、交付申請、実績報告等の手続き、会計検査院対応等、それぞれの役割を踏まえた対応を行うこととなります。

Q3

市町村がリース業者を選定するのは、どのような方法によるのか。

A3

市町村がリース事業者を選定するにあたっては、機器の性能や維持管理等のコストパフォーマンスを含め、最適な情報機器を教育現場に提供できる者を選定することが必要です。

補助事業を共同で実施することになることから、単に価格による評価のみでなく、それ以外の要素についても評価し、最適な提案を行った者を選定し、企画競争の方法等により事業者を選定することが考えられます。

なお、事業者とのリース契約締結は、補助金の交付決定後になるため、その旨を事業者の選定の際、参加する事業者に通知しておく必要があります。